

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 5月20日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

- | | |
|--|---|
| ○富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県林業・木材産業改善資金貸付規則及び富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | 2 |

規 則

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 5月20日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第35号

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（複数落札入札制度による場合の予定価格の設定）

第11条 特例政令第10条第1項の規定による競争入札に付する場合の予定価格は、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務会計課)

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則及び富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 5 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第36号

富山県林業・木材産業改善資金貸付規則及び富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「平成28年 3 月 31 日」を「平成29年 3 月 31 日」に改める。

- (1) 富山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年富山県規則第71号）附則第 3 項
- (2) 富山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年富山県規則第41号）附則第 2 項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(森林政策課)